

最終更新日：2008年6月26日

ホウライ株式会社

代表取締役社長 中尾 秀光
 問合せ先：取締役兼執行役員 経理部長 千葉 正裕
 証券コード：9679
<http://www.horai-kk.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 当社は「経営理念」及び「行動指針」を定め、全役職員に周知徹底し法令遵守と企業倫理を守ることを前提に、良き企業市民として社会的責務を果たしながら、企業価値を高めてゆくことを基本コンセプトとしております。
2. 当社は人と自然を大切にし、①お客様・消費者、②地域・社会、③株主・投資家、④社員・お取引先の4つの領域での緊密なコミュニケーションを図ることにより、健全経営を目指します。
3. 当社は4つの領域でのコミュニケーションとお互いの信頼関係の強化を基本に企業統治を考え、株主の代理人として選ばれた取締役で構成する取締役会を中心に、現場重視のかつスピーディーな意思決定と執行により経営責任を果たしてまいります。従って、企業規模も勘案、少数精鋭主義を貫き、経営監視面でも識見の高い監査役で構成する監査役設置会社形態を採用しております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
室町ビルサービス株式会社	1,781,000	12.68
室町殖産株式会社	991,000	7.05
株式会社テイソウ	701,200	4.99
株式会社三井住友銀行	694,000	4.94
ソシエテ ジェネラル エヌアールエイ エヌオー デイテイテイ	448,000	3.19
ホウライ従業員持株会	420,600	2.99
三井住友海上火災保険株式会社	360,000	2.56
内堀 弘	327,000	2.32
日本生命保険相互会社	300,000	2.13
三井物産株式会社	300,000	2.13

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック
決算期	9月
業種	サービス業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

監査役3名は識見の高い社外監査役を登用しており、社外からのチェックという観点も含め、経営の監視機能の面で十分に機能する体制が整っているためです。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人とは期初に監査計画を協議する他、適宜協議を行って連携を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社は内部監査部門として内部監査室を設置しておりますが、監査役と内部監査室はそれぞれの監査領域を認識し、役割調整と整合性を図るため適宜協議を行い、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)
----	----	------------

		a	b	c	d	e	f	g	h	i
鶴田 洋一	他の会社の出身者									○
竹井 紘一	他の会社の出身者									○
奈良 知幸	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
鶴田 洋一	——	三井住友銀行審査第一部審議役、太平洋興発(株)経理部長を歴任。財務及び会計に相当程度の知見を有するとともにその監査姿勢は経営の客観性や中立性を重視していることから、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監視する役割を十分に期待しうる。
竹井 紘一	——	三井住友銀行大阪西支店長を経て、新日本空調(株)常務取締役、同常勤顧問等を歴任。財務及び会計に相当程度の知見を有するとともにその監査姿勢は経営の客観性や中立性を重視していることから、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監視する役割を十分に期待しうる。
奈良 知幸	——	三井住友銀行ネットワーク業務部長を経て、太陽インキ製造(株)取締役、同興紡績(株)常勤監査役等を歴任。財務及び会計に相当程度の知見を有するとともにその監査姿勢は経営の客観性や中立性を重視していることから、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監視する役割を十分に期待しうる。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

——

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

- (1)役員持株会に加入し、自社株保有を着実に増加させる。
- (2)自社株保有により株主の利益や株価上昇に対する意識が高まり、企業価値を高め、業績アップを図ろうとするインセンティブが働く。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書（事業報告）
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

19年9月期の取締役及び監査役に対する報酬は、取締役9名に対し117百万円、監査役3名に対し19百万円です。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

取締役会に付議する事項、経営・業務執行に関する重要事項等を協議・決議する経営会議に、社外監査役の代表者1名がオブザーバーとして出席し、重要情報を伝達する体制を採っております。また、コンプライアンスに関するもの、リスク管理に関するもの等重要な書類を監査役に回付するとともに、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、内部監査の結果等を随時報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

1. 取締役会は月1回開催し、取締役及び監査役の全員が出席し、経営に関する基本方針や法令で定められた重要事項等を決議するとともに、業務執行状況を監督しております。
2. 取締役の任期につきましては、成果と責任の明確化のため1年としております。
3. 経営会議は月1回開催し、社長を議長とし主要な取締役及び事業本部長等がメンバーとなり、監査役1名がオブザーバーとして出席し、取締役会付議事項・業務執行に関する基本方針・計画等重要事項を協議・決議・管理しております。
4. 監査役会は、他の本社管理部門及び各事業本部から独立して設置した内部監査室との連携も図り、監査機能の充実を図っております。
5. 監査役会は、会計監査人との連携も密にしております。

なお、会計監査を執行している公認会計士の所属名、氏名は以下の通りです。

監査法人トーマツ 本多潤一

〃 山田 努

(注)継続監査年数については、7年以内であるため、記載を省略しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は数少ない9月決算会社であり、結果的に年間を通しての集中日を回避しています。

2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
IR資料のホームページ掲載	なし	決算短信、有価証券報告書、決算説明資料、事業報告書等
IRに関する部署（担当者）の設置	—	総務部（IR担当者）

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様・消費者、株主・投資家、社員・取引先等ステークホルダーの立場を尊重する姿勢を「経営理念」に定め決算短信、有価証券報告書及びホームページにて開示しています。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 当社は、平成18年5月25日の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定しておりますが、その基本的な考え方及びその後の整備状況は次のとおりであります。

1. 基本的な考え方

- (1) 当社は「経営理念」と「行動指針」を制定のうえ、経営目標達成に向けて効率的な業務執行を行うと共に、法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保することも重視した内部統制システムの構築・強化をめざします。
- (2) 業務執行は経営会議を軸に推進し、取締役会で監督すると共に、業務の適正性の監視・チェック面では監査役会を軸に、内部監査室や会計監査人との連携も踏まえ、別添の模式図のようなガバナンス体制を構築しております。
- (3) 内部統制システムの強化のためには統制の基本ルールとなる定款及び諸規程の見直し・整備が必要と考えています。

2. 整備状況

「内部統制システム構築の基本方針」並びに「財務報告に係る内部統制の基本方針」を決議・制定し、代表取締役、取締役会、監査役がそれぞれの責務を認識のうえ、内部統制の構築・運用を図り、またそれを監視・監督しております。

体制としては別添模式図のようなシステムで運用し、下記のとおり整備を進めております。

- (1) 平成 20 年 5 月、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し社内に徹底するとともに、併せて反社会的勢力の排除も織込み、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂を行いました。
- (2) 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するため、平成 19 年 3 月に「内部統制委員会」を発足させ 体制の整備と文書化等に取り組んでおります。
- (3) コンプライアンス体制については、「経営理念」及び「行動指針」により、企業倫理を守り、法令等を遵守することを徹底しておりますが、さらに本年 2 月、「コンプライアンス規程」を制定し、役職員の責務・推進体制・管理等について明確化しました。
- (4) リスク管理体制については、平成 19 年 9 月に「リスク管理基本規程」を制定し、主要リスク別・部門別に具体的対策・マニュアル等の整備・実践を進めております。
- (5) 情報管理体制については、個人情報関連規程を整備のうえ 個人情報保護の強化を図るとともに、本年 3 月「情報セキュリティ管理規程」と関連基準・ガイドラインを制定しました。また本年 4 月には「文書規程」を全面改訂し「文書管理規程」を制定しました。

以上

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当なし

【 参考資料：模式図 】

○模式図

